

歴史的風致維持向上計画の認定について

平成 25 年 1 1 月
国土交通省・文部科学省・農林水産省

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」は、地域の歴史的な風情、情緒を活かしたまちづくりを支援すべく平成 20 年 5 月に公布され、同年 11 月に施行されました。

この法律は、我が国固有の歴史的建造物や伝統的な人々の活動からなる歴史的風致について、市町村が作成した歴史的風致維持向上計画を国が認定することで、法律上の特例や各種事業により市町村の歴史まちづくりを支援するものであり、これまで金沢市、高山市等 38 市町の計画を認定しています。

このたび、法第 5 条に基づき認定申請があった堺市、山形県鶴岡市、宮崎県日南市の歴史的風致維持向上計画について 11 月 22 日に認定を行いました。これにより歴史的風致維持向上計画の認定数は 41 市町となります。なお、今回認定を受ける各市町の歴史的風致維持向上計画については、国土交通省、文化庁及び各市町のホームページに 22 日以降に公開されます。

・国土交通省 HP：

http://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html

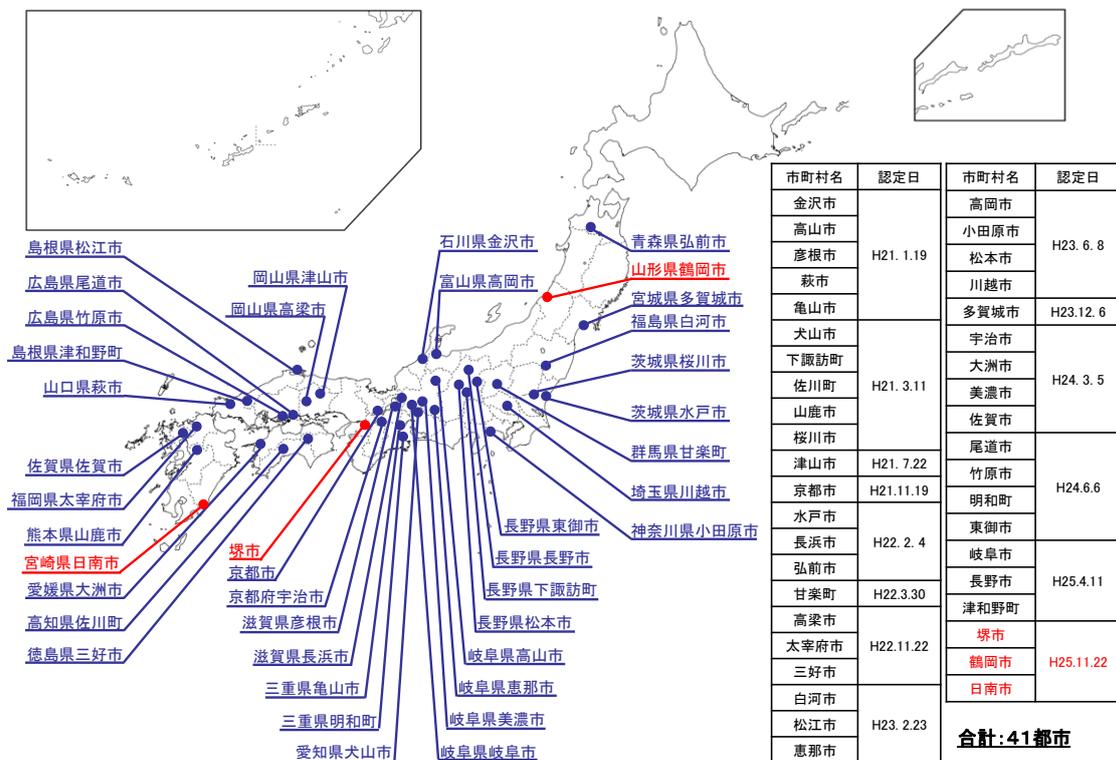


図 歴史的風致維持向上計画の認定状況

■各市の計画の概要（申請順）

①堺市歴史的風致維持向上計画（堺市 認定申請日 H25. 9. 17）

百舌鳥古墳群を構成する史跡「収塚古墳」等を含み、百舌鳥古墳群等の周遊や百舌鳥八幡宮の月見祭等の活動が受け継がれ、古墳群や古民家等の建造物が残る「百舌鳥古墳群及び周辺区域」、重要文化財「南宗寺仏殿」等を含み、刃物や線香等の伝統産業や茶の湯文化が受け継がれ、町家等の歴史的建造物が残る「環濠都市区域」の2箇所を重点区域とし、百舌鳥古墳群の整備、歴史的建造物の保存修理、伝統産業の振興等の事業が位置付けられています。



【南宗寺で行われる利休忌】

②鶴岡市歴史的風致維持向上計画（山形県鶴岡市 認定申請日 H25. 10. 18）

重要文化財「旧鶴岡警察署庁舎」等を含み、荘内大祭や天神祭等の祭礼が受け継がれ、明治期の擬洋風建築などの歴史的建造物が残る「鶴岡公園とその周辺地区」、重要文化財「羽黒山正善院黄金堂」を含み、出羽三山参りや出羽三山神社での祭礼等が受け継がれ、宿坊など門前町のまち並みが残る「羽黒手向地区」、史跡「松ヶ岡開墾場」を含み、地域における総出作業や様々な行事が受け継がれ、蚕室等の歴史的建造物が残る「羽黒松ヶ岡地区」の3箇所を重点区域とし、旧鶴岡警察署庁舎等の歴史的建造物の保存修理、宿坊街におけるまち並み保全・修景、民俗芸能の保存伝承支援等の事業が位置付けられています。



【旧鶴岡警察署庁舎前を練り歩く
荘内大祭】

③日南市歴史的風致維持向上計画（宮崎県日南市 認定申請日 H25. 10. 25）

重要伝統的建造物群保存地区「日南市飢肥地区」を含み、泰平踊等の祭礼や小村寿太郎の顕彰等の活動が受け継がれ、飢肥石の石垣が特徴的な飢肥城や武家屋敷等が残る飢肥城下町の区域を重点区域とし、守永家（旧飯田医院）をはじめとした歴史的建造物の保存修理、電線類の地中化、伝統的建造物群保存地区見直し調査等の事業が位置付けられています。



【飢肥城下町で行われる泰平踊】